

令和 6 年 7 月 12 日
子ども・若者部保育課

「世田谷区保育の質ガイドライン」の改訂について

1 主旨

国が定める保育所保育指針等に基づき、区の考える「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として平成 27 年 3 月に策定した「世田谷区保育の質ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）について、策定から概ね 10 年が経過することから、改訂を行う。

2 改訂に向けた経緯及び方針

区では、区内の保育施設数が急増する中において、すべての保育施設が「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、世田谷区が目指すべき保育のあり方をより具体的にガイドラインとして示すことで、行政・事業者・保護者の共通理解を図り、保育の質の向上に取り組んできた。

改訂にあたっては、基本的な考え方を継承しつつ、以下に掲げるような区の保育を取り巻く状況の変化を踏まえ、この先 10 年間を見据えたガイドラインのあり方を再度検討する。

（1）保育施設数の増加

区では、保育待機児童対策としてガイドライン策定後も質と量の両輪を重視した保育施設整備を続けてきた結果、私立認可保育園の数だけでも、平成 26 年度の 66 園から令和 5 年度は 203 園に増加しており、このほか区立保育園や認可外保育施設も含めると区内の保育施設は 400 施設以上となっている。

（2）区内保育施設での虐待（不適切な保育）の発生

令和 5 年 5 月に国の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が策定された。この間、区内保育施設での虐待（不適切な保育）が複数件発生している。区では、児童福祉審議会保育部会委員からの意見等を踏まえ、今後の対応を検討し、保育実践に活かすよう取り組んでおり、虐待（不適切な保育）に関する課題について議論を重ねている。

（3）「世田谷区子ども条例」の一部改正

現行の「子ども条例」に「権利」という文言を追加し、「世田谷区子どもの権利条例」に名称を変更し、「子どもは、うまれながらにして、今を生きる権利の主体であること」を規定する予定である。

子ども自身が権利の主体であるということを認識し、子どもの権利を子どもの生活の場、学びの場、支援の場において具体化することにより、子どもの意見表明を大事に受け止め、子どもの心の声を汲み取ることが重要である。

3 世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会委員

	氏名	所属等
委員長	井上 眞理子	洗足こども短期大学教授
副委員長	岡 健	大妻女子大学教授
委員	森田 明美	東洋大学名誉教授
委員	上田 美香	東洋大学客員研究員
委員	小嶋 泰輔	さくらしんまち保育園 園長 (私立保育園 園長)
委員	北村 秀人	昭和女子大学附属 昭和こども園 園長 (認定こども園 園長)
委員	清水 弥生	社会福祉法人純生喜狛会 理事長 (認証保育所 代表)
委員	松田 妙子	NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事 (地域子育て支援 代表)
委員	伊澤 恵味子	世田谷保育親の会 代表 (保護者 代表)
委員	松本 幸夫	子ども・若者部長
委員	池上 明美	世田谷保育園 園長 (区立保育園 園長)

4 今後のスケジュール

令和6年 7月～	世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会設置 子ども・子育て会議、子ども・若者施策推進特別委員会へ報告 世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会開催 (全4～5回程度想定、第1回は7月3日に開催済)
令和6年10月～	子ども、保護者、園長、職員との意見交換会の開催
令和7年 2月	子ども・子育て会議、子ども・若者施策推進特別委員会へ報告 世田谷区保育の質ガイドライン改訂版の完成
令和7年 3月	児童福祉審議会保育部会へ報告
令和7年 4月	運用開始、保育施設等への配布・周知